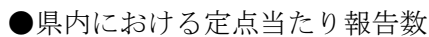


令和8(2026)年10月8日
栃木県保健福祉部感染症・疾病対策課
栃木県保健環境センター



※上記の「県内報告数」は、県内で指定された ARI 定点（31 週から 32 週及び 34 週から 38 週までは 47 医療機関、33 週は医療機関休診のため 46 医療機関、39 週以降は医療機関閉鎖に伴い定点数が変更になったため、46 医療機関）からの 1 週間当たりの患者報告数（人）を意味し、「定点当たり」は、1 週間に 1 定点医療機関からどのくらいの報告数（平均：人）があったかを表す数値です。

	第 37 週		第 38 週		第 39 週		第 40 週	
	報告数	定点当たり	報告数	定点当たり	報告数	定点当たり	報告数	定点当たり
宇都宮市	62	5.17	52	4.33	54	4.50	108	9.00
県 西	13	2.60	19	3.80	17	3.40	32	6.40
県 東	20	6.67	11	3.67	5	1.67	10	3.33
<u>県 南</u>	27	2.45	68	6.18	55	5.00	147	<u>13.36</u>
県 北	48	5.33	53	5.89	41	4.56	56	6.22
<u>安 足</u>	59	8.43	60	8.57	37	6.17	110	<u>18.33</u>

(終息基準値 10 を下回るまで継続される)

各保健所管内定点数及び担当区域（令和８年度）

県西健康福祉センター	５	：鹿沼市、日光市	
県東健康福祉センター	３	：真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	
県南健康福祉センター	１１	：栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町	
県北健康福祉センター	９	：大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、 那須町、那珂川町	
安足健康福祉センター	６	：足利市、佐野市	※定点数変更のため、38 週までの定点数は 7 です
宇都宮市保健所	１２	：宇都宮市	※医療機関休診のため、33 週の定点数は 11 です
〔合計	46〕		※定点数変更のため、38 週までの定点数は 47 です なお、医療機関休診のため、33 週の定点数は 46 です